議案第72号

佐野市学校整備基金条例の制定について

佐野市学校整備基金条例を次のように定めます。

令和元年9月6日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市学校整備基金条例

(設置)

第1条 学校(市が設置する小学校、中学校及び義務教育学校をいう。)の整備に必要な経費の財源を確保するため、佐野市学校整備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立額)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な 方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、 この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、その全 部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、 期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用す ることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市 長が別に定める。 附則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

学校の整備に必要な経費の財源を確保するため本条例を制定したいので 提案するものです。